

鹿角市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第5号の規定に基づき、寄附金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和3年4月1日

鹿角市長 児 玉 一

1. 委託した事務

ふるさと鹿角応援寄附金の収納事務

2. 委託の相手方

東京都渋谷区恵比寿南3-5-7

株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

3. 委託期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日まで